

地区委員会細則

(令和2年2月2日制定、令和2年11月29日改定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の地区委員会（以下「本委員会」という）は、日本緩和医療学会が定めるところの各支部の活動支援を目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 支部規則に規定されている支部の活動を支援する
- (2) 支部学術大会開催を支援する

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員14名以内で組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が各支部の支部長および副支部長を推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年2回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時、場所、出席者
- 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第 8 条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1.この細則は、令和 2 年 2 月 2 日から施行する。